

指定通所介護・通所型サービス（予防通所相当）重要事項説明書

〔令和7年11月1日現在〕

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 向日葵会
代表者役職・氏名	理事長 川野 美寧
法人本部所在地・電話番号	埼玉県所沢市中新井435 ・ 04-2943-3003
法人設立年	昭和56年

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

施設名称	社会福祉法人向日葵会 デイサービスセンターひまわり
事業所番号	通所介護・通所型サービス（予防通所相当） （指定事業所番号 1172500124）
所在地	〒359-0041 埼玉県所沢市中新井438
電話番号	04-2943-3003
FAX番号	04-2943-3008
通常の事業の実施地域	所沢市中新井 並木 北原 こぶし 中富 下富 美原 若松 中富南 東新井 神米金 松葉 弥生 花園 泉町 緑町 北所沢 北岩岡 ※上記地域以外の方はご相談ください。

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
休業日	日曜日 12月29日から1月3日 5月3日から5日 年一回バザー開催当日（通常11月第1土曜日）
営業時間	午前8時15分から午後17時00分
サービス提供時間	午前8時30分から午後16時35分
延長サービス可能時間帯	※ご相談ください

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
生活相談員	・生活相談、入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。	常勤 2人以上
看護職員	・利用者の健康状態の確認を行います。 ・利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	常勤 1人以上 非常勤 1人以上
介護職員	・必要な日常生活の援助及び介護を行います。	常勤 4人以上 非常勤 5人以上
機能訓練指導員	・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行います。	常勤 1人以上 非常勤 1人以上
管理栄養士	・栄養食事相談等の栄養管理を行います。	常勤 1人

3 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護計画」、「通所型サービス（予防通所相当）」を作成し、次のようなサービスを提供します。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
※送迎エリア外利用者はご相談ください。
- ② 食事：管理栄養士が作成する献立を調理し、口腔機能に合わせた食事形態で提供します。
※治療食はご相談ください。
- ③ 入浴：利用者の状態に合わせ介助浴、個別浴、機械浴を提供します。
- ④ 個別機能訓練：個別の機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施します。
- ⑤ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑥ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。
- ⑦ 延長サービス

4 利用料、その他の費用の額

(1) 通所介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、各利用者の負担割合に応じた額（介護報酬額の1割、2割または3割）となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【通所介護費 (通常規模)】

1 回当たりの 所要時間	介護度	単位	介護報酬額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	370単位	3 7 9 9 円	3 8 0 円	7 6 0 円	1 1 4 0 円
	要介護 2	423単位	4 3 4 4 円	4 3 5 円	8 6 9 円	1 3 0 4 円
	要介護 3	479単位	4 9 1 9 円	4 9 2 円	9 8 4 円	1 4 7 6 円
	要介護 4	533単位	5 4 7 3 円	5 4 8 円	1 0 9 5 円	1 6 4 2 円
	要介護 5	588単位	6 0 3 8 円	6 0 4 円	1 2 0 8 円	1 8 1 2 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	570単位	5 8 5 3 円	5 8 6 円	1 1 7 1 円	1 7 5 6 円
	要介護 2	673単位	6 9 1 1 円	6 9 2 円	1 3 8 3 円	2 0 7 4 円
	要介護 3	777単位	7 9 7 9 円	7 9 8 円	1 5 9 6 円	2 3 9 4 円
	要介護 4	880単位	9 0 3 7 円	9 0 4 円	1 8 0 8 円	2 7 1 2 円
	要介護 5	984単位	1 0 1 0 5 円	1 0 1 1 円	2 0 2 1 円	3 0 3 2 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	584単位	5 9 9 7 円	6 0 0 円	1 2 0 0 円	1 8 0 0 円
	要介護 2	689単位	7 0 7 6 円	7 0 8 円	1 4 1 6 円	2 1 2 3 円
	要介護 3	796単位	8 1 7 4 円	8 1 8 円	1 6 3 5 円	2 4 5 3 円
	要介護 4	901単位	9 2 5 3 円	9 2 6 円	1 8 5 1 円	2 7 7 6 円
	要介護 5	1008単位	1 0 3 5 2 円	1 0 3 6 円	2 0 7 1 円	3 1 0 6 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	658単位	6 7 5 7 円	6 7 6 円	1 3 5 2 円	2 0 2 8 円
	要介護 2	777単位	7 9 7 9 円	7 9 8 円	1 5 9 6 円	2 3 9 4 円
	要介護 3	900単位	9 2 4 3 円	9 2 5 円	1 8 4 9 円	2 7 7 3 円
	要介護 4	1023単位	1 0 5 0 6 円	1 0 5 1 円	2 1 0 2 円	3 1 5 2 円
	要介護 5	1148単位	1 1 7 8 9 円	1 1 7 9 円	2 3 5 8 円	3 5 3 7 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	単位	介護報酬額	利用者負担額	算定回数等
入浴介助加算Ⅱ	5 5 単位	5 6 4 円	1 割 5 7 円	入浴介助を実施した 日数
			2 割 1 1 3 円	
			3 割 1 7 0 円	
個別機能訓練加算 Ⅰ (イ)	5 6 単位	5 7 5 円	1 割 5 8 円	個別機能訓練員 1 名以上が配置時間の定めなく勤務を行う場合
			2 割 1 1 5 円	
			3 割 1 7 3 円	
個別機能訓練加算 Ⅰ (ロ)	7 6 単位	7 8 0 円	1 割 7 8 円	個別機能訓練員 2 名以上が配置時間の定めなく勤務を行う場合
			2 割 1 5 6 円	
			3 割 2 3 4 円	
個別機能訓練加算 Ⅱ	2 0 単位	2 0 5 円	1 割 2 1 円	1 月につき
			2 割 4 1 円	
			3 割 6 2 円	

中重度ケア体制 加算	45 単位	462 円	1 割 47 円	1 日につき
			2 割 93 円	
			3 割 139 円	
送迎を行わない 場合減算	－47 単位	－482 円	1 割 －49 円	片道につき
			2 割 －97 円	
			3 割 －145 円	
サービス提供体制 強化加算Ⅰ（イ）	22 単位	225 円	1 割 23 円	サービス提供日数
			2 割 45 円	
			3 割 68 円	
ADL維持等加算Ⅰ	30 単位	308 円	1 割 31 円	1 月につき (算定月のみ)
			2 割 62 円	
			3 割 93 円	
ADL維持等加算Ⅱ	60 単位	616 円	1 割 62 円	1 月につき (算定月のみ)
			2 割 124 円	
			3 割 185 円	
科学的介護推進 体制加算※	40 単位	410 円	1 割 41 円	1 月につき
			2 割 82 円	
			3 割 123 円	
介護職員等処遇 改善加算	所定単位数の9.2% を加算		左記の1割	1 月につき
			左記の2割	
			左記の3割	

地域区分別1単位の単価（6級地）1,027円

※ 科学的介護推進体制加算：厚生労働省に一定の様式に基づいたデータを提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

（２）通所型サービス（予防通所相当）の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、各利用者の負担割合に応じた額（介護報酬額の1割、2割または3割）となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	利用回数	単位	介護報酬額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
要支援1 事業対象者	週1回程度	436 単位 (1 月の中で 4 回まで)	4477 円	448 円 (1 回当たり)	896 円 (1 回当たり)	1344 円 (1 回当たり)
要支援1 事業対象者	月5週で 5 回以上利用の場合	1798 単位	18465 円	1847 円	3639 円	5540 円
要支援2 事業対象者	週2回程度	447 単位 (1 月の中で 8 回まで)	4590 円	459 円 (1 回当たり)	918 円 (1 回当たり)	1377 円 (1 回当たり)
要支援2 事業対象者	月5週で 9 回以上利用の場合	3621 単位	37187 円	3719 円	7438 円	11157 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	単位	介護報酬額		利用者負担額			算定回数等
				1割	2割	3割	
通所型サービス独自提供 体制強化加算Ⅰ	88単位	要支援1	904円	91円	181円	272円	1月につき
	176単位	要支援2	1807円	181円	362円	543円	1月につき
科学的介護推進 体制加算※	40単位	410円		41円	82円	123円	1月につき
介護職員等処遇改善加算	所定単位数 の9.2% を加算			左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき

※ 科学的介護推進体制加算：厚生労働省に一定の様式に基づいたデータを提出し、フィードバックを受け現場のケアに活かす加算

(3) その他の費用

- ・ 食事代（おやつ代含む） 1日 800円
- ・ 日常生活品費（入浴なし）：1日 200円 コーヒー 紅茶 おしぼり 歯磨き粉代、
教養娯楽費（脳トレプリント等）、園芸用品など
- ・ 日常生活品費（入浴あり）：1日 400円 コーヒー 紅茶 おしぼり 歯磨き粉 タオル
石鹸 シャンプー類 保湿類、教養娯楽費（脳トレプリント等）園芸用品など
衣類が汚れた時に洗濯、乾燥を行った場合 200円
ソフト食を提供した場合 食事代に追加で 60円
トロミ材を水分や食事に使用した場合 120円
- ・ 歯ブラシをひまわりで用意した場合（初回または交換時） 140円
ワンタフト 280円 スポンジ 20円
- ・ 手芸、絵画などの講師プログラムやカレンダー製作等のプログラムに参加した場合 各150円
- ・ 施設の패드、リハビリパンツ 紙パンツ等を個別で利用した場合の実費
- ・ その他 特別な行事等にかかる費用
- ・ キャンセル料：前日までにお休みの連絡があった場合 無料
：当日お休みの連絡があった場合 昼食費相当 650円

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・ ゆうちょ銀行からの引き落とし
 - ・ 飯能信用金庫新所沢支店からの引き落とし
 - ・ 事業者が指定する口座への振り込み
 - ・ 現金払い

②お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください

(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先① (携帯電話・ご自宅以外の勤務先等)	氏 名 (続 柄)	()
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急連絡先② (携帯電話・ご自宅以外の勤務先等)	氏 名 (続 柄)	()
	住 所	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名称	：社会福祉法人全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」		
保険会社	：損害保険ジャパン日本興亜株式会社		
主な補償額	：対人賠償	1名2億円	1事故10億円 対物賠償 1事故2000万円

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火責任者 ： 茂手木 章浩

(2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。

(3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

10 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

(2) 苦情相談窓口

担 当	川野 美寧 武井 茂美
電 話	04-2943-3003 FAX 04-2943-3008
受付時間	午前9時～午後5時（月曜日～土曜日）

当事業所以外に、県及び市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

所沢市介護保険課	04-2998-9420
埼玉県国民健康保健団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568
第三者委員会 北原 保之	04-2942-9027
朝日 雅也	048-974-1344

11 デイサービスセンターひまわりの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 老人福祉法の理念である「老人は多年にわたり社会の進歩に寄与してきた者として敬愛されかつ健全で安らかな生活を保障される」ことを運営の基本とします。
- ② 生活面の介護とともに心の問題の必要にもこたえる備えを持つ施設となることを希っています。
- ③ 隣接する保育園の子供たちとの交流を楽しんでいただきます。
- ④ 陽が降り注ぐ食堂でゆっくり食事をしていただきます。
- ⑤ 音楽療法や書道など専門講師によるプログラムや詩吟、手芸、美術等の趣味活動をいたします。
- ⑥ 介護者の集いを開催し、ご家族との学習、交流などをとおして、介護負担軽減のためのお手伝いを目指します。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡：あらかじめ利用者の方と相談し連絡致します。
- ・体調確認：施設に到着したときに利用者の方の状態を把握し、体調を確認します。健康時の体温を知る為に、通年を通して利用日の朝の検温をお願い致します。
- ・時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。
- ・利用開始時に医師の診療情報提供書を頂く場合がございます。また、年1回の老人検診の結果もお知らせください。
- ・ご都合で利用を中止される場合は事前にご連絡ください。当日朝のご連絡はできるだけ午前8時30分頃までお願いいたします。
- ・外出先での入園料費や食費等、特別に費用がかかる場合は自己負担でいただくことがあります。その際は事前にご連絡いたします。
- ・当施設は大学等の相談援助実習を受け入れております。

1 2 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待の防止の為に、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。虐待防止のための指針を整備し、実施するための担当者を置きます
- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 利用者の身体拘束は行いません

(3) 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

1 3 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 向日葵会
代表者	理事長 川野 美寧
法人本部所在地	埼玉県所沢市中新井435
電話番号	04-2942-8774
法人設立	昭和56年
施設等（種別）	

デイサービスセンターひまわり（通所介護事業所）
第2ひまわり（リハスタジオ ひまわり）（地域密着型通所介護）
居宅介護支援事業所ひまわり（居宅介護支援事業所）※休止中
並木地域包括支援センター（受託）
ひまわり保育園
東所沢保育園

指定通所介護、通所型サービス（予防通所相当）の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	埼玉県所沢市中新井438	
法人名	社会福祉法人向日葵会	
代表者名	理事長 川野 美寧	印

説明者

事業所名	デイサービスセンターひまわり	
氏 名		印

令和 年 月 日

私は、事業所から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印